

○西海市大島崎戸観光案内所の設置及び管理に関する条例

平成18年6月23日西海市条例第56号

西海市大島崎戸観光案内所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市大島崎戸観光案内所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 西海市の観光の発展に寄与するとともに、市民及び観光客の利便を図ることを目的として、西海市大島崎戸観光案内所（以下「案内所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市大島崎戸観光案内所
- (2) 位置 西海市大島町1367番地19

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、案内所の管理を法第244条の2第3項及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民及び観光客に対する観光案内その他観光情報の提供に関する業務
- (2) 特産品及び工芸品等の展示・販売に関する業務
- (3) 案内所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか案内所の管理に関する業務で市長が必要と認めるもの。

(開館時間及び休館日)

第6条 案内所の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、案内所の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、案内所の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を拒否し、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物及び附帯施設を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益上又は管理上支障があると認めるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が利用を不適當と認めるとき。

(損害賠償)

第8条 故意又は重大な過失により、案内所の建物又は附帯施設等を損傷した利用者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。